

シンガポールにおけるイスラーム司法の制度化 1960年ムスリム法施行法案の廃案をめぐる

光成 歩

東京大学大学院博士課程

シンガポールのシャリーア裁判所は、1957年ムスリム法令 (Muslim's Ordinance of 1957) によって設置された。その後、シャリーア裁判所とイスラーム行政の機能を強化する内容の1966年ムスリム法施行法 (Administration of Muslim Law Act of 1966) が施行されてこれに替わり、現在に至っている。しかしこの間に、議会に提出されながらも廃案となった1960年ムスリム法施行法案 (Administration of Muslim Law Act 1960)¹が存在した。

この法案は、1961年1月に公開され、議会での審議に先立って国民の意見が求められた。しかし、法案は英語版を正文としており、政府が作成・公開したマレー語訳の内容や、法案自体が批判され、同年8月には取り下げられた。『カラム』はこの法案のマレー語訳をほぼ全文²掲載して読者、とくにウラマーの検討を求め、誌上ではこれに対する批判的な議論が展開された。

以下では、シャリーア裁判所の設置から1960年法案の廃案に至る時期の『カラム』における「イスラーム法」、もしくは「シャリーア裁判所」に関する記事を検討する。この時期の記事は1950年代後半のシャリーア裁判所設置と廃案となった1960年法案に関する議論が中心となっている。これらの記事から、イスラーム司法の制度化を求め、歓迎するとともに、政府による宗教事項への介入を警戒するという両義的な態度が見られることを指摘したい。

1. 背景：シンガポールのイスラーム司法

(1) 1880年ムスリム婚姻法令

シンガポールのイスラームは、国家における位置付けがマレーシアと大きく異なる。海峡植民地とし

て発展したシンガポールの人口は華人が他の民族を大きく上まわり、また、ムスリム人口もハドラマウト出身のアラブ系住民やインド系ムスリムを含み、マレー半島諸州よりもはるかに多様だった [Hickling 1992: 42]³。ペナンおよびマラッカを除くマレー半島諸州においてイスラームとイスラームの長としてのスルタンの地位が保全されたのに対し、シンガポールにはそのような宗教的権威は存在しなかった。それぞれの民族集団は慣習や宗教にもとづいた独自の法をもち、婚姻紛争はコモン・ロー判事によって裁定された [Yegar 1979: 146-151]。

シンガポールにおいてイスラームは複数の宗教のひとつであり、またムスリム人口も多様なコミュニティを含んでいた。よって、さまざまなムスリム・コミュニティがそれぞれカーディ (シャリーア判事) を擁している以外に、ムスリム全体を包括する統一された権威は存在しなかった。また、コモン・ロー裁判所の判決におけるイスラーム法解釈は、コモン・ロー原則を優先したイスラーム専門家によらないイスラーム法の解釈であった。これに直面したムスリム・コミュニティは、イスラーム法に関する統一された権威の必要性を訴え、1880年ムスリム婚姻法令 (Mahomedan Marriage Ordinance of 1880) の制定に至ったのである [Hickling 1992: 134-137]。ただし、1880年ムスリム婚姻法令においても、無遺言のムスリムの遺産分与はイスラーム法ではなくイギリス法に従って決定されることが明記される [Hickling 1992: 138] など、司法・行政における機能は限定されたものだった⁴。

(2) 1957年ムスリム法令とシャリーア裁判所の設置 1950年代のシンガポールでは、カーディの裁定へ

1 マレー語では1960年イスラーム法施行法案 (Rang Undang Pentadbiran Hukum Islam 1960)。本稿では、引用箇所を除いて1960年法案と呼ぶ。

2 序を除く第3条から第144条までを掲載した。

3 Hicklingによると1901年時点で総人口228,555人、うちムスリム全体で36,914人、このなかのマレー人人口は23,060人である。

4 とはいえ、第二次世界大戦以前のシンガポールのムスリム・コミュニティにおいて、カーディの権威は圧倒的だったという [Yegar 1979: 151]。

参照記事一覧

1953年11月号(40号)	「シャリーア裁判所」(Mahkamah Syariah)。
1956年1月号(66号)	「イスラーム婚姻法案」(Rang Undang2 Kahwin Islam)。
1959年2月号(103号)	「新聞のなかのシャリーア裁判所と家庭の秘密」 (Mahkamah Syariah dan Rahsia Rumah Tangga di dalam Akhbar)。
1959年8月号(109号)	「シャリーア裁判所での事柄」(Perkara Mahkamah Syariah)。
1961年2月号(127号)	「1960年イスラーム法施行法案」(Rang Undang2 Pentadbiran Islam 1960)。
1961年2月号(127号)	「シンガポール・イスラーム法施行法案」(Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam Singapura)。
1961年3月号(128号)	「シンガポール・イスラーム法施行法案」(Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam, Singapura)。
1961年3月号(128号)	「1960年イスラーム法施行法案」(Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960)。
1961年5月号(130号)	「マレー人とイスラーム団体が決議:「イスラーム法施行法」はシャリーアに反する」(Badang2 Melayu dan Islam memutuskan: "Undang2 pentadbiran hukum Islam" bertentang dengan hukum syara)。
1962年10月号(147号)	「1960年イスラーム法案の内容が法令化される？」 (Kandungan Rang undang2 hukum Islam (1960) dijadikan peraturan?)。

の不満、イギリス法とイスラーム法との衝突⁵、ムスリムのあいだの離婚率の高さが社会問題化していたこと [Djamour 1959:26]などを背景とし、シャリーア裁判所の設置を求める機運が高まっていた。『カラム』1953年11月号の記事「シャリーア裁判所」では、政府が運営するシャリーア裁判所の設立を求めて以下のように述べられている。

シンガポールにおける離婚が歳月を経ても減らないことで、シャリーア裁判所の設置を求める雰囲気形成されている。この計画はイスラーム諮問委員会ですでに審議され、構想も用意されている。しかし現在の問題は、誰がこれを統括するかという点である。イスラーム教徒なのか、それとも政府なのか。

これは公共性をもつ事柄であり、管理能力をもつシャリーア裁判所があることは住人 (penduduk) にとっても良い効果をもつ。(中略) によって、シャリーア裁判所は政府によって設置され運営されるべきであり、政府はこれを現状のまま放置するべきではない。諮問委員会のイスラーム教徒が政府に考慮するよう求めるべきである [Qalam 1953.11:4]。

1957年ムスリム法令の制定を控えた1956年1月には、『カラム』誌上で次のような言及がなされている。

イスラーム教徒の婚姻に関する法案が昨年11月、シンガポール議会に提出された。この法案は、多くの離婚が起こり、また婚姻に関するカーディの決定への不満が募っていることを受け、シンガポール政府のイスラーム諮問委員会によって草稿された。この草稿の目的は以下のとおりである。

1. 離婚、タラーク離婚、そしてその離婚もしくはタラーク離婚に付随する扶養について審理する権限を持つシャ

5 1950年、日本占領中にマレー系女性に育てられたオランダ人夫妻の子供の親権と宗教的帰属をめぐる裁判紛争が起こり、マレー系住民の暴動を引き起こした。イギリス法もしくはシンガポール法と、イスラーム法との衝突の事例である [Hickling 1992:145-147]。

- リーア裁判所を設立すること、
2. 裁判所の決定を再審理する控訴委員会を設立すること、
3. 後見人 (Wali) をもたない女性の結婚の手続きを定めること、
4. ムスリムが無遺言で死亡した際にイスラーム法を適用すること [Qalam 1956.1:3-4:34]。

さらに、「シャリーア裁判所の設置はシンガポールのムスリムに祝福と感謝の気持ちで迎えられているが、まだ100パーセントの満足ではない」として、婚姻・離婚規定に関しては離婚後の子供に対する扶養の義務化、および強制婚につながる可能性のある後見人制度への賛否の考慮を求めている。また、裁判所と控訴委員会の構成に対する提案を行っている。記事の最後では、「シンガポールのウラマーの満足を妨げている唯一の事柄」として、植民地総督が控訴審の決定を再審理する権限を挙げている。また、裁判所で使用される言語がマレー語と定められたことを歓迎している [Qalam 1956.1:34]。

(3) シャリーア裁判所と新聞報道

1957年ムスリム法令の制定後しばらくの間、『カラム』誌上ではシャリーア裁判所そのものに話題が集中した。1959年には「新聞のなかのシャリーア裁判所と家庭の秘密」という記事で、裁判所での審理において家庭内の秘密が公にされ、それが新聞によって広められることがシャリーアに反するのではないかと懸念する質問が掲載されている。この回答は、質問に同意して次のように述べている。

裁判所に持ち込まれた事柄が大勢の人目にさらされるのは普通のことであり、新聞がそれを広めることは国の法 (undang2 negeri) に違反するわけではない。しかし、シャリーア裁判所は国の裁判所とは違うことに気づくべきだ。シャリーア裁判所は夫婦の間でおこった食い違いを審理

するためだけの特別な裁判所である[Qalam 1959.2:9]。

同年8月の記事にも、シャリーア裁判所において家庭内の秘密が明かされ、さらにそれが新聞で広められることによりムスリムは恥をかいしており、イスラームの教えに反していて適切ではないという見解が示されている。これは、報道によって裁判所に持ち込まれる係争が減るだろうというシャリーア裁判所判事のコメントを取り上げて批判したもので、「恥をかくことでもう一度よい人間に戻ろうとする意欲を失う」と反論している[Qalam 1959.8:4]。さらに、シンガポール政府のイスラーム諮問委員会に、シャリーア裁判所に関する報道を規制するよう政府への嘆願を求めている。

このように、シンガポールのシャリーア裁判所の機能は婚姻・離婚、遺言など婚姻を中心とする家族法分野に限定されることがムスリムによる議論でも前提とされている。そのうえで、ムスリムはカーディの婚姻・離婚に関わる問題への無関心に不満を感じており、これに代わって政府が運営するシャリーア裁判所の設置を歓迎している。裁判所設置後の議論は家庭内の秘密をめぐる「恥(malu)」やシャリーア裁判所の公開性に集中しており、裁判所機能の強化・拡大に関心をよせる議論は見られなかった。

2. 1960年ムスリム法施行法案

(1) 法案公開とマレー語訳への批判

1961年1月、ムスリム法施行法案が公開された。法案のマレー語訳は同年1月18日に完成し、イスラーム諮問委員会において検討された後、委員会の「承認を得た」として1月21日に議会に提出され、公開された。

法案は全10部144条からなり、その構成は以下のとおりである。

- 第1部 序
- 第2部 イスラーム宗教評議会(第3章～第33章)
- 第3部 シャリーア裁判所(第34章～第58章)
- 第4部 財政(第59章～第75章)
- 第5部 モスクと宗教学校(第76章～第84章)
- 第6部 婚姻と離婚(第85章～第105章)
- 第7部 財産(第106章～第122章)
- 第8部 イスラームの信奉⁶(第123章～第125章)
- 第9部 違反行為(第126章～第137章)
- 第10部 その他(第138章～第144章)

この構成は、マレーシア(当時はマラヤ連邦)のス

6 イスラームへの改宗を指す。

ランゴール州、パハン州、ペナン州のムスリム法施行条例⁷に倣ったものであるという。

マレーシアのこれらの条例の特徴としては、スランタンを宗教の長として、これに対する助言機関であるイスラーム宗教評議会が実質的なイスラーム行政の権限を有する点、また婚姻と離婚、財産、違反行為などの実体法と、シャリーア裁判所手続き、イスラーム行政などをひとつの法体系に盛り込んでいる点が挙げられる[多和田 2005:12-13]。しかし、元首(Yang Di-Pertuan Negara)⁸を宗教の長とするという規定をはじめとして、マレーシアとシンガポールの成り立ちの違いからシンガポール独自の反対が提起されることになる。

議会での審議は、マレー語翻訳作業の遅れを受けて、当初の予定から同年4月26日に延期された。英語による法案正文のマレー語翻訳は政府が行ったものの、マレー語版の公開にあたり司法大臣は次のように述べたという。

シンガポール政府はこの翻訳を定訳として保証するものでなく、公開した翻訳に間違いがあったとしても責任を負いかねる[Qalam 1961.2:14]。

法案公開の翌月の「カラム」1961年2月号は、この法案のマレー語訳に対する政府の態度を批判し、序章をのぞく全文を25ページにわたり掲載した。

この翻訳は政府の翻訳だが、残念なことに政府自身はその翻訳に責任を持たない。この法案はすべてのムスリムに検討されるべきであり、また一般的にはムスリムはマレー語話者である。マレー語はこの国の国語でもある。政府が責任を持ってない翻訳を配布して法案の検討を求めるのは非常に遺憾である。この翻訳作業はムスリムが懸念を募らせるほどに遅れたが、しかしその代わり政府はこの法案の審議を1961年4月26日まで延期した。よって、ムスリムにはこの法案を慎重に検討する時間が十分にある[Qalam 1961.2:5]。

(2) 『カラム』誌上の法案批判

翌3月号の誌面から、法案審議の手続きと内容に対する批判が始まった。政府による翻訳作業が1月18日に完了したわずか3日後に「委員会の承認を得た」として法案が公開されたことを挙げて、この司法大臣の言明に疑義を表明している。

7 スランゴール州では半島内で最も早く、1952年にムスリム法施行条例が制定された。

8 元首とは、シンガポールが自治を開始した際にイギリス総督に替えて設けられた長の称号。1965年にこの役職は大統領に替えられた。

疑いは、イスラーム諮問委員会の多くのメンバーが自ら会長を務める団体を含む外部の団体と連絡をとっていることによりさらに明確になる。これらの団体が反対の意を表明するということは、宗教の事柄を熟知した彼らもまたこの反対に加わっているものであり、法案に同意していないことを示しているのである[Qalam 1961.3:3]。

さらに重要なのは法案の多くの内容が「シャリーアに反している」ことだと述べ、取り扱い事項を婚姻に限定した従来の制度の維持の方が好ましいと述べた。

これらにより、また宗教を鰭びついたものとみなしシャリーアに従わないものならば、我々はこの法案は効力を持つべきでないと考える。婚姻に関する事柄が定められているだけで十分である[Qalam 1961.3:4]。

同号の別の記事「1960年イスラーム法施行法案」では、冒頭で、「シンガポール政府の法案作成は、この国におけるムスリムの地位を管理するという良心的な意図によるものだと信じる。しかし、このなかにはイスラーム法とムスリムの自由の権利に反していると考えられる事柄がある」と述べ、マレー語への翻訳の問題に加えて、法案の問題点を以下のように詳細に批判した⁹。

①イスラーム評議会の政治的干渉からの自由の確保

第7条第1項(c)には議会議員のうち2人のムスリムがイスラーム宗教評議会のメンバーとなるという言明があるが、これではイスラーム宗教評議会が行政機関による干渉から自由な立場を維持できなくなる可能性がある。(中略) 評議会はイスラームの宗教に関する行政のみを行うのであり、干渉から解放されるべきである。これではイスラーム諮問委員会が政治機構のなかにあるのと同様の状態であり、求められているイスラームの宗教の法があるべきかたちで施行されなくなってしまう。

また(d)では少なくとも10人のメンバーが元首によって任命されるとある。しかし、元首が常にムスリムであるという保証はあるのかと考えざるを得ない。そうでないなら、任命されるのにふさわしい人物は大臣によって選定されるべきである。しかし大臣にしても、彼の必要に合致した人物を選び、能力を有し宗教の権利を主張する勇気をもつ者を任命せず、反対に、イギリス政府時代のイスラーム諮問委員会にいたようなおべっか使いで地位を求める人物にその機会を与えるだろう。彼らは地位を失うことを恐れて宗教の法に反する事柄に対しても発言する勇気を持たないだろう。よって「少なくとも10人」の任命のためにはまず高名なイスラーム団体が候補を選出し、そのなかから元首が選定するべきだろう。そうでなければ評議会は常に顔色伺いしか知らない者たちによって占められてしまうだろう。

②法律局とムフティの機能

第31条第1項では「法律委員会(jawatankuasa undang2)」に言及があった。これはファトワ委員会(majlis al-fatwa)を指すようである。もしそうなら名前を変えることで何かを隠そうとしているという疑問がわく。正確にはファトワ委員会が「法律委員会」に変えられたのはムフティの地位とファトワを与える事項が変更されたからである。

第32章第2項では、ムフティの出したファトワに対する異論があった場合には投票を行うと述べている。しかしイスラームでは法を定めるときに多数決は使わない。ファトワ委員会のメンバーはファトワを議論するためだけの委員会である。しかし決定は宗教の法に有効にもとづくべきで、よって、すでに起こってしまっているとはいえず¹⁰、多数決を行う余地もなければ、多数決によるファトワを委員会が発令する権利もない。ある委員会¹¹ではイスラーム法に関する事柄について頻繁に多数決を行っているようだ。その委員会が決定や意見を与えているが、その委員会メンバーの意見は最善のものではない。なぜならその委員会のメンバーの多くは宗教の法に関する「専門家」ではないからだ。もし宗教に関する事柄が投票で決まるのなら、それは損なわれた法である。

第32条第4項¹²においても、イスラーム法に関する決定において多数決を用いた宗教のファトワにもとづく余地はない。

第33条第1項はひとつのマズハブ(学派)のみに従う必要がないと述べている。これは好ましくないことである。困難な方を選び、容易な方を選ぶようになるからである。よって、シャーフィイー学派以外の学派の者に対しては彼らの学派に従うことを認めたとうえで、原則としてシャーフィイー学派だけに従うようにするべきである。もし公共の利益に反することがあればシャーフィイー学派以外を選んでもよいというファトワは発令されていない。

第33条第3項は政府のファトワを最終判断とすると述べている。ムスリムはそのファトワに拘束されることになる。もしファトワに矛盾があった場合、それを受け入れなかった人はどうなるのか。

③元首の任命・統括権限

第31条第2項には、「法律委員会」のメンバーが元首によって任命されると言明がある。元首がこの委員会に任命すべき人物の能力を十分に把握していない場合を想定し、「元首に任命される」という記述の前に「評議会の諮問にもとづいて」という文言が加えられるべきである。また、元首がムスリムでない場合には、この委員会を統括しないのは当然である。

10 1960年法案がイスラーム諮問委員会で「承認された」プロセスのことを示唆している。

11 イスラーム諮問委員会を示唆している。

12 裁判所によるファトワの要請があった場合のファトワ発令についての規定。

9 以下の引用箇所はいずれも[Qalam 1961.3]による。

第57条第4項は、元首が毎年少なくとも7人を控訴委員会メンバーとして任命すると述べている。しかし、この無条件の権限は元首がムスリムだった場合のみ限定を受けないのであり、「元首は、評議会の助言を受けて……任命する」とする方が適切である。また、現在起こっているように¹³政治的理由により能力のない者を登用するのではなく、任命される人物が真に宗教の法に関する知識と資格を有していることを保証する文言を加えるべきである。議会のマレー人議員はこの保証を明確に定めるべきである。

②のファトワ発令における多数決原理導入に対する反論は、イスラームと近代的政治システムとの相違としてしばしば挙げられるものである。モデルとなったマラヤ連邦諸州のムスリム法施行条例の同様の規定は、その後1980年代と90年代の改正によって削除されている。①と③で懸念されていることは、シンガポールのイスラームを取り巻く制度的・社会的状況から理解するべきであろう。イスラームはシンガポールにおいて特別の位置づけを与えられている宗教とは言えず、また、ムスリムは人口の一部を占めるのみである。先の「婚姻に関する規定のみで十分である」、もしくは「シャリーア裁判所は国の裁判所とは違う」という言及からも、イスラームが国家の秩序やアイデンティティとの関わりのなかで語られるという前提はない。①と③は、このような状況における制度化が、その権限の拡大と公的権力との関係性のあいだで両義性をはらむことを示している。

ここでは他の記事でも共通して言及されている上記の三点に絞って紹介したが、この他にも、ワカフ、ザカート、モスク、宗教学校の管理など、法案の全ての項目に対する検討が加えられている。特にワカフやザカートなど財政面での行政機能については、政府による「管理・介入」に対する反対意見と、イスラーム教義に照らした矛盾点の指摘の両方がなされている。

(3)イスラーム団体の会合による反対声明

『カラム』1961年5月号では、「マレー人とイスラーム団体が決議：「イスラーム法施行法」はシャリーアに反する」と題する記事が、1960年法案に対して4月に開催されたイスラーム団体の会合を詳細に伝えている。会合には、シャリーア裁判所判事、シンガポール議会議員、内外のイスラーム団体¹⁴、UMNOとPASの

13 イスラーム諮問委員会を示唆している。

14 海外からはパキスタンのイスラーム団体代表も参加し、法案がシャリーアに反しているとして退ける立場を示した。

代表を合わせ、100団体が集ったという。

参加団体はそれぞれの意見を表明したが、このなかでは若干の論調の違いが見られた。宗教教師団体は、まだ全文の検討が終わっていないとして法案に対する態度を保留し、議会での審議の延期を求めた。ムハマディアの代表は、全体の検討は終了していないがイスラームに反する部分があるとのみ述べた。これに対し、いくつかの団体は、①政府によるマレー語への翻訳、②イスラーム諮問委員会の本法案承認の当否、③元首による宗教行政の統括権限の是非、④ファトワ承認をめぐる多数決原理の是非、などを具体的問題点として指摘した。

最後に、議長であるファサルッラー・スハイミ(Fasalullah Suhaimi)は以下のように意見を述べた。

- (1)法案のすべてが有害というわけではなく、またすべてに利益があるとも言えない。
- (2)イスラーム諮問委員会のメンバーは、たったの3時間ではなく本来1年かけて議論を行うべきである。
- (3)イスラーム諮問委員会のメンバーはイスラーム団体から選ばれるべきである[Qalam 1961. 5: 37]。

法案に対する1点目の言及からは、これまでも触れてきたシャリーア裁判所の機能強化やイスラーム法規定の整備に対する両義的な態度が表れている。そして2点目と3点目の提言はいずれも法案の内容に関するものではなく、法案草稿や審議の手続きに対する要求である。

会合は、全会一致で次のような声明を発表した。ここでは諮問委員会内外のウラマーによる検討と、全員一致による結論という点が強調されている。

政府に1960年イスラーム法施行法案を取り下げ、議会による詳細な検討をすることを求める。法案は政府イスラーム諮問委員会の特別部門に任命されたウラマーと、委員会のメンバーではなく外部から招聘されたウラマー、そして全ての委員会のメンバーが納得するまで審議を行うべきである[Qalam 1961.5: 37]。

会合でなされた①から④の指摘、スハイミ議長による意見、採択された声明、そして先に引用した議論をまとめると、1960年法案を批判する次のような立場が明らかになる。すなわち、1960年法案に対するマレー人ムスリムの不満は、翻訳の問題やイスラーム諮問委員会の機能をめぐる手続き的な側面と、法案の内容の是非という2つの側面を持っている。前者からは、法案の草稿・承認・制定の主導権をめぐるムスリム・コミュニティ内の関係性が伺える。そして、後者には先

に述べたとおり、イスラームの教義に沿った規定かどうかという点に加え、シンガポール特有の状況におけるムスリム・コミュニティと政府・国家との制度化の加減をめぐる駆け引きが含まれている。

(4) 法案の取り下げ

1961年8月、イスラーム法施行法案は再検討のため取り下げられた。『カラム』誌上での反対の議論は、1961年2月、3月、5月に盛り上がりを見せたのちに沈静化した。その後、『カラム』誌上では1962年半ばから多妻婚を表題とする記事が見られるようになる¹⁵。1960年法案の取り下げを受けた1957年ムスリム法令の改正により、多妻婚や夫からの離婚に対する規制的な条件が設けられたことに対する議論である。また、これに先立つ1961年に「女性憲章」と呼ばれる非ムスリムの婚姻法改革が行われ、華人の多妻婚の慣習が禁じられたこともあり、「女性憲章がシンガポールのイスラーム法になろうとしている」と述べて、周囲の司法改革によるイスラーム司法への影響を懸念する議論もあった〔Qalam 1962.10:6;40〕。ここでもこうした改正を是認するイスラーム諮問委員会の態度が強く批判された。

むすび

以上、『カラム』の誌面から、イスラームの法制化の局面におけるムスリム・コミュニティの議論を検討してきた。1960年法案に対する反対意見は、法案の内容がイスラームの教義に反するという点のみを追求したものではなかった。非ムスリムが多数派を占めるシンガポールにおいて、イスラームの法制化の要求とは単にイスラーム司法・行政の強化や拡大を意味するものではない。イスラーム司法の機能拡大は何らかの問題に対する解決策として歓迎される一方で、「拡大」そのものは議論の主題となることはなく、むしろ管理強化と捉えられる。ここから、国家によるイスラーム法制の拡大とコミュニティの自律性とは相反する、もしくは異なるベクトルを有した事柄として認識されているとすることができる。

また、イスラーム諮問委員会に対する批判や、法案翻訳に対する「この法案によって影響を受けるほとんどの一般ムスリムもウラマーもマレー語話者である」

という主張からは、ムスリム・コミュニティ内部における主導権がマレー系ムスリムとその他の民族集団、もしくは改革に対する異なる立場の知識人により争われていることが伺われる。ただし、これについては、同時期の他の雑誌と『カラム』における議論を比較し、『カラム』論者の立ち位置を確認することが必要となるだろう。

参考文献

- Ahmad Ibrahim. 1992 (1970). *Toward a History of Law in Malaysia and Singapore*. Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Djamour. 1959. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. Athlone Press.
- Hickling, R. H. 1992. *Essays in Singapore Law*. Pelanduk Publications.
- Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institutions in British Malaya*. Jerusalem.
- 多和田裕司 2005「マレーシア」、柳橋博之編著『現代ムスリム家族法』、日本加除出版、pp.1-86。

15 表題で検索した結果の記事数は1962年6月に1件、7月に1件、12月に1件、1963年4月に1件だった。1965年以降は新たなムスリム法施行法案に関する議論が見られるようになる。